

**令和3年10月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和3年10月20日開会**

**丸亀市農業委員会**

令和3年 10月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年10月20日(水) 午前9時30分～午前10時30分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 15人

農業委員 15人

- |          |          |           |           |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 2. 宮武 雅毅 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁  | 15. 大林 孝行 |
| 3. 尾野 弘季 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收  | 16. 松下 孝江 |
| 4. 石井 廣喜 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 |           |

欠席委員 1人

農業委員 1人

6. 葛原 忠嗣

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主 査 岩崎 正英

副主任 山根 大雅

主 任 中山 弘美

## その他の出席者

農林水産課 担当長 栗岡 宏樹

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. 農地パトロールに係る利用意向調査について

### 報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. 丸亀市農業委員会公文書管理規程の制定について
3. その他

### 土地に関する議題

議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第61号 農用地利用集積計画の決定について

議案第62号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第63号 非農地証明願について

議案第64号 許可後の事業計画変更申請について

### 報 告

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第24号 許可後の取消願について

報告第25号 許可申請の取下願について

報告第26号 許可後の事業計画変更申請の取下願について

報告第27号 許可後の取消願の取下願について

## 令和3年10月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） おはようございます。定刻がまいりましたので、ただ今から令和3年10月の農業委員会定例総会を開会いたします。最初に、机前にお配りしました資料の確認をお願いいたします。①総会の次第（裏面に定例農家相談開催結果と次回の日程）、②A4：1枚もので、「丸亀市農業委員会公文書管理規程」の告示文、③「令和3年度市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会開催要領」、④「参加交流型・コミュニケーションセミナー」案内となっています。

それでは、恒例の活動記録をお出しください。本日の総会出席も忘れず、お隣と確認しながら記載をお願いいたします。それから、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いいたします。それでは会長よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） おはようございます。急に気温が下がってきて、冷房から暖房に切り換えなければいけない感じです。稲刈りが終わったようですが、私の家でも、先日蔵前出荷しました。あきさかりですが、2等でした。仮渡し金のお知らせを見ますと、30キロは4,350円、60キロ当たり8,700円ということで、昨年より30%安くなっています。こういう価格では、農地を借りてまで米を作ったのでは、大赤字ということになり、意欲が低下して、遊休農地の発生に繋がらないか心配しています。今日は、11時から、農業委員会に関する法律38条1項に基づきまして、市長と議長に意見書を提出するという事になっています。11時から、ここで市長に提出します。総会は10時50分ぐらいまでには、終わらせたいと思っていますので、議事進行にご協力をいただきます。

それでは座って議事を進めます。本日の出席委員は15人で、過半数の方が出席をされていますので、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、13番谷本委員と、4番石井委員をお願いいたします。農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。本日の農政に関する議題といたしまして、議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、議題2「農地パトロールに係る利用意向調査について」、議題3その他です。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題1「農業振興地域整備計画の変更」について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） おはようございます。農林水産課栗岡です。令和3年10月1日締切の10月分「丸亀農業振興地域整備計画 農地利用計画の変更」についてご報告いたします。座って説明いたします。それではお手元の「農業振興地域整備計画の変更について」をご準備ください。ホッチキス留め資料の表紙の次が変更等理由書、続いて位置図があります。ご参考にしてください。それでは変更等理由書を順に

読み上げていきます。

番号10の1、郡家町・・・面積400㎡を・・・さんが分家住宅を建築します。

番号10の2、綾歌町富熊・・・面積1,969㎡のうち493㎡を・・・さんが分家住宅を建築します。

以上、2件、合計893㎡の申出となっています。10月分の変更区分・地域別の内訳を表示しています。以上となります。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、「農業地域整備計画の変更について」は異議のないものとしたします。栗岡さん、どうもありがとうございました。

次の議題の農地パトロールに係る利用意向調査について事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、利用意向調査の実施につきまして、ご説明いたします。先日、少しお知らせいたしましたが、皆様に実施していただきました農地パトロールの結果に基づき、今年度新規に発生した遊休農地の地権者に対しまして、これから利用意向調査を行って参ります。先日、10月7日、8日と、会長と事務局で、現況写真を撮り、対象地の再確認を行いまして、少し解消された農地もありましたが、最終結果としまして、令和3年度の新規発生遊休農地は、筆数は60筆、面積は35,675㎡、件数は35件となりました。これらに対しまして、今後、意向調査を実施して参ります。そこで調査していただくのは、いずれも推進委員です。今津地区で川西委員が3筆、金倉地区で長岡委員が10筆、川西南地区で内田委員が9筆、郡家地区で楠委員が1筆、原田地区で小松委員が6筆、垂水地区で川向委員が4筆、土器町西地区で松原委員が6筆、土器町東地区で山地委員が3筆、栗熊東地区で宮本委員が4筆、東坂元地区で谷渕委員が1筆となっています。その他15筆につきましては、農地所有者が市外居住者のために、事務局で郵送調査を行う予定としています。本日午後の推進委員連絡会で利用意向調査の説明を行う予定ですが、例えば金倉地区で長岡委員が10筆で、件数にすれば半分になるのですが、割と多く抱えています。各地区の農業委員におかれましては、直接意向調査を行うことはないのですが、推進委員の意向調査の進捗状況については気にかけていただいて、必要があればフォローをしていただくなど、よろしくお願いいたします。農地利用意向調査につきましては以上です。

●会長（松岡繁君） この件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） それでは、議題2「丸亀市農業委員会公文書管理規程の制定」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。資料「丸亀市農業委員会公文書管理規程を次のように定める」と

書かれましたA4：1枚をご覧ください。今回、全庁的に公文書管理規程の有無を確認いたしましたところ、農業委員会を含め、いくつかの委員会で公文書管理規程が制定されていませんでした。そのため、今回制定を行うものです。内容は公文書の管理について定めるものですが、従来からの管理の方法についての変更はありません。こちらは、公布文となります。以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようです。その他の議題はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） その他はありません。

●会長（松岡繁君） 次に、報告事項をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。報告1「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告いたします。前回の農家相談結果につきまして報告いたします。飯山市民総合センター開催分は9月27日月曜日、大林副会長で、市役所本庁開催分は10月5日火曜日、大口委員で、綾歌市民総合センター開催分は10月12日火曜日、松岡会長で、それぞれ9時から11時まで行いましたが、相談はありませんでした。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分が10月27日水曜日、谷本委員、市役所本庁開催分は11月5日金曜日、高吉委員、綾歌市民総合センター開催分は、11月10日水曜日、平池委員の担当で、それぞれ午前9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題3その他の説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） その他といたしまして、今月の議案書と一緒に、「農家相談の手引き」を送付しています。こちらの緑色の表紙になります。こちらは、農地利用の最適化のための施策、「人・農地プラン」の進め方、農地の貸し借りについて、その他許認可制度等について説明が載っています。まずは、ご一読いただきまして、農家からの相談等活動の参考としてください。もしもご質問等がありましたら、電話等で事務局へご連絡ください。

それから、委員の皆様から、いただいた農地利用最適化に関する意見等を農業会議へ提出していました。今回、同封しています

令和4年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見は、各市町からの意見を農業会議がまとめ、県知事に提出したものです。こちらの方につきましても、ご一読をお願いいたします。それから、机の上にお配りしていましたA4：1枚もので、令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会開催要領をお配りしています。日程ですけど、12月8日水曜日、アイレックスで午後1時30分から開催いたします。去年は11月30日に行っていますが、この研修は、委員としては大切な研修となりますので、基本全員参加でお

願いたします。出席人数を報告しておかなければなりませんので、どうしても都合が悪い方等は、11月19日、来月の総会の日まで、農業委員会事務局か綾歌・飯山市民総合センターへご連絡をお願いいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） 以上で報告事項は終わりました。続いて農地に関する議案に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。土地に関する議題といたしまして、

議案第58号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第62号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」、

議案第63号「非農地証明願について」、

議案第64号「許可後の事業計画変更申請について」、

報告といたしまして、

報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、

報告第24号「許可後の取消願について」、

報告第25号「許可申請の取下願について」、

報告第26号「許可後の事業計画変更申請の取下願について」、

報告第27号「許可後の取消願の取下願について」です。

以上、ご審議よろしく願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第58号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、議案の1ページをご覧ください。地図と一緒に、ご審議よろしく願いたします。議案第58号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は9件です。

1番、金倉町・・・面積852.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地でアスパラガス、ブロッコリーを作付けする計画が提出されております。

2番、郡家町・・・面積906.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、

売買による所有権移転を行うものです。申請地で露地野菜を作付けする計画が提出されています。

3番、土器町西二丁目・・・面積188.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で露地野菜を作付けする計画が提出されています。

4番、綾歌町岡田東・・・面積1,987㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、レタスを作付けする計画が提出されています。

5番、綾歌町岡田東・・・面積399.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、レタスを作付けする計画が提出されています。

2ページをお聞きください。

6番、綾歌町岡田東・・・面積756.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で、低生産の当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で花卉苗を作付けする計画が提出されています。

7番、綾歌町岡田東・・・合計面積1,784.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、営農資金を必要とするために、譲渡人が所有する当該用地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で花卉苗を作付けする計画が提出されています。

8番、飯山町東小川・・・合計面積1,634.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

9番、飯山町東小川・・・面積729.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されています。

以上9件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できることと見込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。



●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。議長ですが私の方から確認したいのですが、6番と7番は・・・が譲り受けるということで、この方は不動産業をしまして、・・・という会社で、たくさん分譲住宅を手がけています。今回取得した農地は、家から2キロあまり離れていて、本当に農業をする気があるのだったらいいのですが、3年経って住宅用地に転用するのではと思います。3年間遊休農地にならないかと心配しています。見解をお願いします。

●主任（中山弘美君） 失礼します。綾歌市民総合センター中山です。よろしくをお願いします。今のお話ですけれども、ご本人が苗木を植えて販売されるということです。苗木を育てるのは・・・さんがして、販売の方は5条申請に出ています、そちらの方に事務所を建てて、そこで梱包とかされて、販売する予定となっています。本人も不動産業をされていますが、これからはもっと農業に力を入れていきたいとお話されました。以上です。

●会長（松岡繁君） 常設審議会でも、よく不動産屋が農地を買って、ちょうど3年たったらすぐに転用するという事案がありまして、悪質であると思います。その間管理するように、事務局に管理・指導をお願いしたいと思います。他にありませんか。ないようですので、採決をいたします。議案第58号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から9番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 異議ないようですので、議案第58号「農地法第3条許可申請」9件は、原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 3ページをお開きください。第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は4件です。

1番、飯野町東分・・・合計面積464.38㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和50年ごろ隣接する宅地に居宅を建築した際、あわせて造成し一体利用していました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、土器町西五丁目・・・合計面積730.48㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和30年ごろ隣接する宅地に納屋を建築した際、あわせて造成し一体利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申

請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番、綾歌町栗熊西・・・合計面積853.68㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成10年頃一部住宅への進入路として造成整備し、現在まで利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き進入路として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、飯山町川原・・・合計面積625.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に特定建築条件付売買予定地住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上4件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので採決をいたします。議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から4番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようでありますので、本件につきましては、許可相当として委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

次に、議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 4ページをお開きください。議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」についてです。案件は21件です。

1番、今津町・・・合計面積2,304.08㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅10棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考え

ます。なお、報告第24号に関連します。

5ページにかけてになります。

2番、津森町・・・合計面積2,694.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲2区画の造成整備及び共同住宅3棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番、金倉町・・・面積1,014.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借の権利設定を行い、店舗用駐車場の造成整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、金倉町・・・合計面積763.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、店舗用駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

6ページをお開きください。

5番、田村町・・・合計面積377.12㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地拡張し、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページにかけてになります。

6番、川西町南・・・合計面積7,503.42㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅23区画の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

7番、三条町・・・面積1,825.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅6棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、飯野町東分・・・面積406.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考え

えます。

9番、飯野町東分・・・面積 282.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページをお開きください。

10番、飯野町東分・・・合計面積 278.60 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

11番、垂水町・・・合計面積 3,950.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅15棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12番、綾歌町岡田東・・・面積 980.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事務所兼工場の建築整備等を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

9ページをお開きください。

13番、綾歌町岡田東・・・合計面積 310.20 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分譲住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

14番、綾歌町岡田東・・・合計面積 1,558.15 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事務所兼店舗1棟の建築整備等を図るものです。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

15番、綾歌町岡田西・・・面積 328.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また申請地は、第1種農地に区分されますが、住宅その他、申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集

落に接続して設置されるものであることから、原則、第1種農地の転用は不許可ですが、許可基準の例外に該当すると考えられます。

16番、飯山町上法軍寺・・・合計面積1,050.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、介護関係事務所1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

10ページをご覧ください。

17番、飯山町下法軍寺・・・面積300.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

18番、飯山町下法軍寺・・・面積1,425.02㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

19番、飯山町川原・・・合計面積2,149.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅7棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の制定理由により転用できるものと考えます。

20番、飯山町川原・・・面積401.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされて第3種農地に区分されます。

11ページをお開きください。

21番、飯山町川原・・・面積1,193.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定住宅5棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上21件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるな

どの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。最近、宅地開発で5反以上の大きな団地が時々出てきますけれども、舗装しますので、雨がいったんに用水に流れるようになります。雨の量も以前よりも、かなり多くなっています。その辺についても、事務局が確認に行った時に十分注意してください。それでは、採決をいたします。議案第60号本案件につきまして整理番号1番から21番の各案件について許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」21件は、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

続きまして議案61号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは12ページをお開きください。第61号「農用地利用集積計画の決定について」です。12ページから69ページにかけて記載しています。

申請件数は合わせて107件、筆数が271筆、面積が263,604.00㎡です。詳細は表の通りです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えております。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、議案第61号「農用地利用集積計画の決定」について、107件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことにいたします。

次に、議案第62号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは70ページをお開きください。議案第62号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。詳細は70ページから75ページにかけて記載の通りで、農地機構から認定農業者への貸付であります。配分計画としては、要件を満たしているものであり、問題ないと考えています。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第62号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取」に

については、農業委員会として異議のない旨回答いたします。

続いて議案第63号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて76ページをお開きください。議案第63号「非農地証明願について」でございます。案件は1件です。

1番、山北町・・・面積179.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、現在、自らの耕作事業のための農業用施設（倉庫）として利用している状況です。

以上1件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題はないものと考えています。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようでありますので、議案第63号「非農地証明願」について、整理番号1番の案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

続いて議案第64号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 77ページをお開きください。議案第64号「許可後の事業計画変更申請について」です。本件は3件です。

1番、津森町・・・面積2,237㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年9月3日、宅地分譲9区画の造成整備を行う計画で、農地法第5条の許可を受けていましたが、区画の配置を変更したいとの申請がありました。

78ページをお開きください。

79ページにかけてになります。

2番、飯野町西分・・・合計面積6,639.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年12月21日、分譲住宅23棟の建築整備を行う計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、一部歯科医院1棟の建築整備を図るため、当初の事業計画を変更したいとの申請がありました。

3番、垂水町・・・面積2,049.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年3月20日、分譲住宅7棟の建築整備を行う計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により分譲区画数と工期を変更したいとの申請がありました。以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第64号「許可後の事業計画変更申請」について、整理番号1番から3番の各案件につきましては、原案どおり処理していくことにいたします。

それでは報告事項に移ります。報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第24号「許可後の取消願について」、報告第25号「許可申請の取下願について」、報告第26号「許可後の事業計画変更申請の取下願について」、報告第27号「許可後の取消願の取下願について」を事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） 80ページをお開きください。報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は1件です。

1番、垂水町・・・合計面積3,366.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、耕作者の変更のため貸貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

次に81ページをお開きください。

報告第24号「許可後の取消願について」です。報告は1件です。

1番、今津町・・・合計面積2,284.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、分譲住宅を建築整備するとして、令和3年5月21日農地法第5条第1項の許可を受けていた案件ですが、転用計画を変更し、改めて転用許可申請を行うため許可の取消願があったものです。なお、先ほどの議案60号1番で説明した通りです。

82ページをお開きください。

報告第25号「許可申請の取下願について」です。報告は1件です。

1番、今津町・・・面積276.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に分譲住宅1棟の建築整備を行う計画で、令和3年42号議案で農地法第5条第1項の規定による許可申請をしていた案件ですが、契約の解除により、許可申請の取下願があったものです。

83ページをお開きください。

報告第26号「許可後の事業計画変更申請の取下願について」です。報告は1件です。

1番、今津町・・・合計面積2,284.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に分譲住宅11棟の建築整備を行う計画で、令和3年第45号議案で農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請をしていた案件ですが、転用計画の変更により、申請の取下願があったものです。なお、この案件につきましては、先ほどの報告第24号で説明したものです。

84ページをお開きください。

報告第27号「許可後の取消願の取下願について」です。報告は1件です。



1 番、川西町北・・・合計面積 387.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、平成9年5月に申請地に分譲住宅の建築整備を行う計画で農地法第5条の許可を受け、譲渡人が新たな転用事業者と転用申請を行うとして、令和2年報告第22号で許可後の取消願を行ったものですが、新たな事業者が未決定であるため、取消願の取下を行うものです。報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告事項について、ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、報告事項を終わります。以上で10月総会の議案審議並びに報告事項は全て終了しました。これをもって閉会といたします。最後に事務局から連絡事項を申し上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。来月の定例総会等の開催日程についてお知らせします。まず、現地調査ですけれど、農地転用等の申請の締切日は11月5日金曜日になりますので、土日を挟んで、11月9日火曜日に現地調査を行います。関係する委員には、8日月曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。また、来月の定例会は11月19日金曜日午前9時30分から、この会場で開催いたします。お忙しい時期ですが、全員のご出席をお願いいたします。

それから、11時から市長にお越しいただきまして、令和4年度「丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見書」を手渡しします。委員の皆様におかれましては、しばらくお待ちください。その時に農地や農業政策について、ご意見等ありましたら、一言ご発言をお願いいたします。一部会場の配置を変更いたしますので、11時まで委員の皆様お待ちください。以上です。

（午前10時30分終了）